

第1回教育委員会会議

令和8年1月27日
午後2時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

- 報告第1号 SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について

令和8年1月14日
文部科学省

- 今般の生徒間の暴力行為等の動画の投稿・拡散により、
 - ①安全・安心であるべき学校における重大な暴力行為・いじめの発生や、
 - ②児童生徒が受けている被害を、学校・教育委員会等が十分に把握できていないといった点への懸念が生じており、また、
 - ③SNS等におけるエスカレートした投稿・拡散が、誹謗中傷など、新たな人権侵害を生むおそれが広がっている。
- 児童生徒の安全・安心を確保することを第一に、各教育委員会において、以下の点について、取り組んでいただきたい。

①暴力行為・いじめが見過ごされていないか、緊急の確認

- 各学校において、三学期中に、児童生徒へのアンケート調査、1人1台端末を活用した心の健康観察、担任やスクールカウンセラー等による面談の実施等の方法により、見過ごされている暴力行為やいじめがないかについて、改めて確認を行っていただきたいこと

②暴力行為・いじめを許容せず、児童生徒が声を上げられる環境整備

- 児童生徒の暴力行為・いじめは、決して許されないものであり、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為に該当し得ることを、三学期中に、児童生徒に対して改めて指導いただきたいこと。また、学校としても、暴力行為・いじめに対しては断固たる姿勢で対応することが必要であり、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にし、その方針を学校内だけではなく、家庭や地域とも共有するなど、暴力行為・いじめを決して許容しない学校環境を整備いただきたいこと

- 首長部局と連携し、学校内外の相談窓口の充実、他の関係機関が整備している相談窓口の周知徹底を図るとともに、担任・養護教諭やスクールカウンセラー等との日常的な関わりを含め、学校全体として、被害を受けた児童生徒や暴力行為・いじめの現場を見た児童生徒が声を上げやすい環境整備を進めていただきたいこと

③被害児童生徒の安全確保と心身のケア

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境の確保を図っていただきたいこと

○事実関係の確認に当たっては、警察と連携して聴き取り等を行うことにより、迅速な確認が可能となる場合があることも踏まえ、事案に応じ警察との連携についても躊躇することなく検討いただきたいこと

④加害児童生徒への毅然とした対応

○SNS等への投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめを行った児童生徒には、当該行為の内容や状況等を踏まえ、厳正な指導を行うことが必要であり、特に、犯罪行為に該当する暴力行為やいじめについては、警察等の関係機関と連携するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応を行っていただきたいこと

○あわせて、加害児童生徒がその行為に及んだ背景や要因を分析した上で、再び暴力行為・いじめに及ぶことのないよう指導を行っていただきたいこと

⑤SNS等による投稿・拡散への対応

○認知されていなかった暴力行為・いじめが、動画によって明らかになった場合には、学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応いただきたいこと。とりわけ、SNS等に、暴力行為・いじめの動画とともに個人情報や学校名等が投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、当該学校に通う児童生徒の安全・安心な学習環境の確保に向けて対応に当たっていただきたいこと

○匿名性が高いSNS等におけるエスカレートした投稿・拡散は、誹謗中傷などとして、新たな人権侵害を生むことにつながるため、決して許されるものではない。②で実施をお願いした暴力行為・いじめに関する指導とあわせ、三学期中に、児童生徒に対する情報モラル教育を実施いただきたいこと

今後の国の取組

- いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議の開催（今週中）
- その後、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、通知を発出

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けた各教育委員会に対する緊急の対応要請について ～大阪市のいじめへの対応とSNS等による投稿・拡散への対応について～

未然防止に向けた取組

※【】内の①～⑤は、文部科学省資料の対応要請①～⑤を表しています

□大阪市いじめ対策基本方針の徹底

【②③④】

- ・全教職員へeラーニング研修実施と振り返りチェックシートによる理解度確認
- ・新任教員へ大阪市のいじめ対策・いじめ対応について研修
- ・学校いじめ防止基本方針と合わせて各校ＨＰ掲載

□「いじめについて考える日」及び「いのちについて考える日」を設定し、いじめを許さない学校づくりの取組を推進

□学校安心ルールの活用による規範意識の醸成

【②④】

□生活指導支援員の配置

児童生徒に対し、学校安心ルールを活用した指導を行うとともに、保護者に対し、学校安心ルールの再周知を実施するよう学校に通知

早期発見・支援の取組

□各学期でのいじめアンケート実施

【①】

3学期中に必ず実施するよう学校に通知

□各校における教育相談をはじめとした活動

【①②③】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

□相談申告機能・心の天気の利用

【①②③】

積極的に活用するよう学校に通知

□SNS（LINE）相談の継続実施

【②③】

児童生徒に対し相談窓口を再周知するよう学校に通知

□外部相談窓口の周知

【②③】

□生活指導サポートセンターの活用

事案対応の取組

□大阪市版スクールロイヤーの活用

- ・事案対応相談の実施
- ・事例研修会(全校対象・管理職対象)
- ・各校の校内研修

□教育ブロック担当指導主事との連携

□第三者委員会の常設化によるいじめ重大事案の迅速な対応

□こども安心支援チームによる対応

【③】

被害児童生徒等のニーズを把握し、寄り添った支援の実施

□警察との連携による対応

【②③④⑤】

連携体制を確認するよう学校に通知

SNS等による投稿・拡散への対応について

□各校における情報活用能力の育成

【⑤】

3学期中の情報モラル教育の実施を通知

□大阪市ミライサミットの実施

【⑤】

- ・令和2年度～「大阪市スマートサミット」：テーマ『スマホとかしこつきあうには』スマホ、インターネットの節度ある使用について、中学生による協議を実施
- ・令和7年度～「大阪市ミライサミット」：テーマ『SNSのいじめを防ぐには』児童生徒自身がいじめの未然防止や人間関係のあり方について協議を実施

「学校安心ルール」(スタンダードモデル)

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		<ul style="list-style-type: none"> ・嘘をつかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・人に親切にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強する
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす ・る ・授業をさぼり校内でたむ ・ろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをし ・たり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを ・言う 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭け ・ごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中、故意に妨害をす ・る ・テストのじやまやカンニ ・ングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむ ・ろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを無理やり ・させる ・暴力をふるう（プロレス ・技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、 ・すてたりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対して激しく反抗 ・する ・こわがるようなことをし ・たり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか ・るなどの暴力をふるう 	<p>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。</p>				

＜ルール表作成上の留意点＞

※この「学校安心ルール」（スタンダードモデル）の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた学校安心ルールを作成し運用することができます。

※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）